

RID 登録手順

1. 目的

1. 1 この手順は、ICカードのアプリケーション提供者が、アプリケーション識別子を設定する場合に使用する“登録アプリケーション提供者識別子（RID）”を登録するための手順を定める。
1. 2 この手順は、一般財団法人 日本規格協会（以下、当協会という）がRID登録申請を受け、登録したRIDを通知するまでの手順を定める。

2. 定義

2. 1 アプリケーション提供者

ICカードのアプリケーションサービスを提供する実体のある組織

注：アプリケーションソフトを作成し提供する組織（ソフト開発組織）は該当しない、またICカードを印刷する組織は該当しない。ICカード内のソフトによってサービスを提供する組織が該当する。

2. 2 アプリケーション識別子（AID）

ICカード内の複数の専用ファイルを識別するためのファイル名

2. 3 登録アプリケーション提供者識別子（RID）

アプリケーション提供者を唯一に識別するデータ要素

3. 登録申請

3. 1 申請者

申請者は次の基準を全て満たさなければならない。

- (1) 申請者は、法的に登録され、活動を行っている実体のある組織又はその子会社でなければならない。
- (2) 申請者は、既にRIDの登録を行ってはならない。

3. 2 ICカードRID登録約款の同意

申請者は、当協会が定める「ICカードRID登録約款（AID 1002）」に同意しなければならない。

3. 2 申請手続き

申請に当たっては、次のものを当協会に提出する。

- (1) 当協会が定める「RID登録申請書（AID F1001-01）」に必要事項を記入した原紙。
- (2) 登録料を下記の指定口座に振り込んだことを証明する資料の写し。
(振り込み手数料は、申請者側にて負担するものとする)

登録料：1件あたり 21,600円（消費税込み）

指定口座：銀行名 三菱東京UFJ銀行

支店名 銀座通支店

口座番号 普通預金 0150249

口座名義 株式会社 日本規格協会

一般財団法人 日本規格協会

4. 審査

4. 1 申請資料の確認

申請資料を確認し、不備がない場合は審査を行う。記入漏れ又は入金を証明する資料の添付が無い場合は、予備通知を行う。不備事項が満たされた後に審査を行う。

4. 2 審査

(1) 申請者が3. 1の基準を満たしていることを確認する。基準を満たしている場合はRIDを登録する。

(2) 基準を満たしていることが不明な場合は、証明書等の提出を求める。証明書等によって基準を満たしていることが確認された場合は、RIDを登録する。

4. 3 申請の却下

(1) 不備通知後、1ヶ月を超えて不備事項が満たされない場合は申請を却下する。この場合、登録料が振り込まれていても返金を行わない。

(2) 3. 1(1)に関する問い合わせ後、1ヶ月を超えて回答が得られない場合、又は基準を満たすことが証明されない場合は申請を却下する。この場合、登録料が振り込まれていても返金を行わない。

5. RIDの通知

当協会は審査の結果、基準を満たすと決定された申請者のRIDを登録し、審査開始後7営業日以内に申請者にRIDを通知する。

6. 様式

AID F1001-01 RID登録申請書

< 申請資料送り先/問い合わせ先 >

一般財団法人 日本規格協会

審査登録事業部 認証管理チーム

〒107-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル

電話 : 03-4231-8576 FAX : 03-4231-8682 電子メール : rid@jsa.or.jp